

東日本旅客鉄道株式会社  
代表取締役社長 深澤 祐二殿

J R 東日本輸送サービス労働組合  
中央執行委員長 佐々木 宏充

## 乗務員勤務制度の定める労働時間の考え方に基づいて行われた POS 準備に対する賃金不払いの追給を求める申し入れ

J R 東日本輸送サービス労働組合は、2022 年 3 月 12 日ダイヤ改正から実施された「乗務員の業務等の見直しについて」に関し、解明交渉・基本交渉を行い安全・安定輸送を確保しつつ、働きやすさの向上を図り、また必要な労働時間は実測に基づき再算出を実施していくことを確認してきました。

団体交渉において適正な労働時間管理に対して、会社は「『起床点呼後における付加時間の一部見直し』として業務指示のない『付加時間の 5 分』の見直しを行うが、起床点呼後の POS 準備の労働時間の算出を『折り返し時間』または『付加時間の 5 分』として計上していたなど各支社によって差異があった。しかし、いずれの場合でも労働時間として付与してきたものであり問題はない」また「今回の見直しによって POS 準備に必要な労働時間を計上していく」と回答がありました。

就業規則ならびに乗務員勤務制度においては、乗務員に対する行路計画上の労働時間は、労働時間 A 及び労働時間 B と定められ、作業実態に応じて算定されています。定められた作業実態を積算していくものであり、作業の重複計上はありえません。また、乗務員業務は、移動を伴う労働という特殊かつ専門性の高い業務あることから時間によって厳しく管理されているのであり、今事象のような曖昧な対応があつてはいはざありません。行先地における POS 準備の労働時間を「折り返し時間」での算出計上とせず、起床点呼後における「付加時間の 5 分」に包含していたことは、二重計上であり賃金の不払いです。速やかにこの事実を認め、適正な労働時間管理に踏まえ清算処理を行うことを強く求めます。

したがって、下記のとおり申し入れを行いますので、労使間の取扱いに関する協約に準じ、団体交渉は信義誠実対等の原則に従い秩序を保ち平和裡に行うことに踏まえて丁寧かつ具体的に回答をすること及び速やかな労使交渉の開催を強く要請します。

### 記

1. 2022 年 3 月 12 日ダイヤ改正実施以前と以後において、起床点呼後の POS 準備の労働時間算出の実態について支社・区所別に明らかにすること。
2. 乗務員勤務制度に定める労働時間の考え方にに基づき、不払い労働となった起床点呼後の POS 準備について過去 3 年間に遡って追給を行うこと。

以 上